

第十三回  
參議院人事委員會會議

昭和二十七年七月二十九日(火曜日)午後二時二十四分開会

委員長  
理事  
力二工邦彦君

委員  
千葉  
信君

千葉 加藤 古池  
轄口 武徳君 信三君 三郎君

三浦 淳  
辰雄君  
源吾君

森崎 隆君  
みつ君子

大橋  
武夫君

江口美登留君

加藤 陽三君

間狩  
信義君

川島 孝彦君

熊整御掌定君

事件

(内閣提出、衆)

○加藤武徳君 理事を選びます方は、成規の手続を省略いたしまして、委員長の手許に理事の候補推薦が出ておりますから、委員長にして御指名を願いたいと考えます。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今加藤君より委員長一任の動議が提出いたされました。従つて加藤君動議の通りで計らつて御異議ございませんか。

○木下源吾君 今加藤君が手許に推薦したといらぬだが、それは誰がいつ推薦したのですか。

○加藤武徳君 実は我が党に理事が一名割当てられておるのであります。が、委員の更迭がございまして、従つて我が党に欠けている理事を補充するためには我が党から推薦をしておる、ことになります。

○木下源吾君 そういうふうに明瞭にやらんと、誰がどこから、加藤君が推薦したのか、誰が推薦したのかわからぬので、委員長の宣告通りやればいいと思ふのです。推薦を抜きにして委員長の指名に一任する、こうしたことでは私はやつてもらいたいと思う。(「ヤツ」と呼ぶ者あり)

○委員長(カニエ邦彦君) それでは口人君を理事に指名いたします。(拍手)

○委員長(カニエ昭彦君) 次に保安庁職員給与法案についてであります。これを議題に供します。只今出席されておりまする政府委員は、国務大臣大橋武夫君、政府委員としては警察予備隊本部次長江口君、同じく人事局長の加藤君、人事課長はまだ見えておりません。以上でござります。

前回に引き続いて質疑を行なつてもらうのであります。前回の委員会で三浦委員から御発言がありまして、それに對しまして専門員のほうから発言を求められておりますから、これを許可いたします。

○専門員(川島孝彦君) 昨日の委員会で三浦委員から、保安庁法案を參議院で修正いたしました結果、この保安庁職員給与法案に如何なる影響があるかというお尋ねにつきまして取調べましたところを御報告申上げます。

○委員長(カニエ朝彦君) 次に保安庁職員給与法案についてであります。これを議題に供します。只今出席されておりまする政府委員は、國務大臣大橋武夫君、政府委員としては警察予備隊本部次長江口君、同じく人事局長の加藤君、人事課長はまだ見えておりません。以上でございます。

前回に引続いて質疑を行なつてもらひであります。前の委員会で三浦委員から御発言がありまして、それに對しまして専門員のほうから発言を求めておりますから、これを許可いたします。

○専門員(川島孝志君) 昨日の委員会で三浦委員から、保安庁法案を參議院で修正いたしました結果、この保安庁職員給与法案に如何なる影響があるかといふお尋ねにつきまして取調べましたところを御報告申上げます。

御承知の通り從来の警察予備隊と海上保安庁の海上警備隊とを統合して今回保安庁を設置するという機構改革の趣旨に基きまして政府の原案が出て参りました。それにつきまして參議院で修正いたしました要点は、昨日お答え申上げました通り、海上公安局に開する部分につきましては、これを当分の間從来の海上保安庁に戻して、海上保安庁の警備隊の組織だけを新らしくできる保安庁のほうへ移すということになりましたので、極く要点だけ從来からの沿革から申上げましたほうが御参考になるかにつきましては多少複雑でございますので、極く要点だけ從来からの沿革から申上げました。

海軍の水路部でやつておりまする輸送の船舶局あたりでやつておりまする船の検査或いは規格の検定というような事項と、それから同じく燈台局でやつておりまする航路標識或いは燈台の監視といふような仕事、それから海軍の水路部でやつておりまする海面の測量及び水路図誌の発行といふようなことを集めましておるのであります。それでその関係を一番よく現わしておりますのが、當時の部制でありますて、第一部から第六部、即ち第一の総務部から、船舶技術部、警備救難部、海事検査部、水路部、燈台部、こういう六つの部ができまして、このうちの初めの二つ、総務部と船舶技術部は、これは海上保安庁限りのものでありますて、その次の警備救難部が大体海上の法規違反の予防及び取締、犯罪の捜査という方面的の仕事をと、それから海難の救助といふ仕事をやっておりました。それからその第四番目の海事検査部は、先ほどの船舶の検査等のごときものの、水路部、燈台部はその名前のような仕事をやつております。ところがその後になりまして、昭和二十五年の八月に警察予備隊令が政令で公布せられまして、從来の警察とは多少趣きの違つた治安維持のために行動をす

予備隊ができました。その後事情の変化に伴いまして、海上保安庁の海面のほうにおきましてもやはり同じような行動を中心とする部隊が要請せられまして、今年の四月二十六日法律第九十七号で海上保安庁の一部改正が行われまして、これに海上警備隊ができましたのであります。ところが今回機構改革の要点といいますのは、これに対しまして、計画されました。その内容は、保安庁の組織の中には、従来の警察予備隊、それと海上保安庁の海上警備隊の部分を入れます。それと同時に保安庁に附置される組織といたしまして、海上公安局というものが別個の海上公安局法によつて設置されます。この海上公安局の職務権限といたしますのは、元の海上保安庁の警備救難部の仕事を受け継いでおりまして、海上保安庁のその他の海事検査部、水路部、燈台部といふ部局で行なつております。仕事は、これは運輸省の船舶局、それから運輸省の附屬機関であるところの水路部、同じく附屬機関であるところの燈台局に移すことに規定されております。そうして保安庁の警察予備隊から移つた部分、及び海上の警備隊から移つた部分の職員の給付に関する規定といたしまして、保安庁職員給与法案が提出されたわけでございます。そこで從来との関係から申しますと、こ

の保安庁法と海上公安局法と保安庁職員給与法とが成立いたしました。従来は、海上公安局法の中において、従来の海上警備隊の職員の給与等に関する法律を廃止する。こうしたことになります。今回の参議院の修正は、そのうちの海上公安局法、これは保安庁法の第二十七条に基いて作ります。法律であります。この海上公安局法の施行を別に法律を定める時期まで待つ。別に法律を以て定める。海上公安局法が効力を発する日において海上公安局法が効力を発するという修正によつて、法律そのものは通りましたけれども、まあ眞づた形で行く。それから保安庁法の改正では、期日を七月一日に発足すべきところを八月一日にする。それから保安庁の職務権限のうちに海上公安局に属する権限、即ち海上における警備救難の事務等に関する規定を公安局が発足するまで継承するという規定を入れておられます。それからその次は、右に伴う字句の整理をいたしましたので、要は公安局が眞つておる間の経過の規程でございます。例えは保安庁の隊員が被疑者を逮捕いたしましたときの引渡しを、原案では海上公官に引渡すということになつておるのを、海上公官に引渡すべしとか、或いは保安庁長官が必要の場合に海上公安局の仕事を統制するという規定を、海上保安庁の仕事を統制するといふように読み替えるとか、そういうような修正をいたしましたのであります。その結果、海上保安庁法を統制するというふうに読み替えるとか、そういう修正をいたしましたのであります。その結果、海上保安庁法が発効するまでは存続するというこ

とになります。それから警備予備隊令は廃止されるということになります。これは保安庁法の附則に但書があります。これは保安庁法案の附則に但書がございまして、十月十四日までは警察予備隊は保安庁の機関として存続することになります。で、こういうような修正の結果から、この本委員会に付託されております保安庁職員給与法案に關係する影響といつたしましては、保安庁が七月一日施行が八月一日に変つたための修正が必要となります。それから又この給与法案の中に、保安庁法としては、すでに海上保安庁がなくなつたものと書いているへの手を加えておりま

す。これは主として恩給法に關係することになります。それは海上保安官に対する給与が海上保安官が要らなくなつてはすでに海上保安官が要らなくなつておりますので、それを削りましては、その代りに海上公官、つまり海上公官の職員を入れるといふようになつておりますのを、ここへ又海上保安官の職員、即ち海上保安官を差加えて、そのいざれに比べて見

るようですがね、どんな法案が出ていてございまして、恩給法の中に原案としてはすでに海上保安官が要らなくなつておりますので、それを削りましては、その代りに海上公官、つまり海上公官の職員を入れるといふようになつておりますのを、ここへ又海上保安官の職員、即ち海上保安官を差加えて、そのいざれに比べて見

るようですがね、どんな法案が出ていてございまして、恩給法の中に原案としてはすでに海上保安官が要らなくなつておりますので、それを削りましては、その代りに海上公官、つまり海上公官の職員を入れるといふようになつておりますのを、ここへ又海上保安官の職員、即ち海上保安官を差加えて、そのいざれに比べて見

るようですがね、どんな法案が出ていてございまして、恩給法の中に原案としてはすでに海上保安官が要らなくなつておりますので、それを削りましては、その代りに海上公官、つまり海上公官の職員を入れるといふようになつておりますのを、ここへ又海上保安官の職員、即ち海上保安官を差加えて、そのいざれに比べて見

るようですがね、どんな法案が出ていてございまして、恩給法の中に原案としてはすでに海上保安官が要らなくなつておりますので、それを削りましては、その代りに海上公官、つまり海上公官の職員を入れるといふようになつておりますのを、ここへ又海上保安官の職員、即ち海上保安官を差加えて、そのいざれに比べて見

るようですがね、どんな法案が出ていてございまして、恩給法の中に原案としてはすでに海上保安官が要らなくなつておりますので、それを削りましては、その代りに海上公官、つまり海上公官の職員を入れるといふようになつておりますのを、ここへ又海上保安官の職員、即ち海上保安官を差加えて、そのいざれに比べて見

るようですがね、どんな法案が出ていてございまして、恩給法の中に原案としてはすでに海上保安官が要らなくなつておりますので、それを削りましては、その代りに海上公官、つまり海上公官の職員を入れるといふようになつておりますのを、ここへ又海上保安官の職員、即ち海上保安官を差加えて、そのいざれに比べて見

どうしても賛成することができないのです。ところが今大橋国務大臣は、それらを基準にしたものであつて、而も大体一般職の給与であるとか、その他の給与とそれほど違つているものじやない。違つてはいるという印象を与えているのは、例えば勤務地手当であるとか、その他の給与を基本給の中へ含めているからそういうふうな印象を与えられるのであろう。実際の基本額といふのはそんなに違つていない。少くとも同じ程度の水準だというふうに大橋国務大臣は御答弁になられましたが、若しそうだとすれば、提案された大橋国務大臣が実際のこの保安庁職員の俸給額がどんなに他の職員に比べて不當に高率であるかということを知らないで出したのです。例えば今あなたはここで、保安庁職員の給与の場合には、勤務地手当であるとか、或いは超過勤務手当であるとか、こういうものが本俸に加算されているから高いという印象を与えるのだ。こういうお話をされておりますが、実際はそうじやないのです。私どもがここで高いということを申上げてるのは、俸給の月額として計算されたものだけを基準にしてですよ。加算額となつてはいる勤務地手当であるとか、或いは超過勤務手当であるとか、寒冷地手当であるとか、特殊勤務手当であるとか、こういうものを全部控除して、本俸だけを基礎にして、その本俸の金額だけでも非常に高過ぎるというのです。その例を今ここで読み上げてみると、例えば今度警備隊のほうには三等警査といふものが出ておりますが、これは三等警査といふのは、保安のほうには二等までしかありませんか

ら、この場合保査のほうを含んで二等警査と、二等保査の場合の俸給額を例にとってみます。これは勤務手当であるとか寒帶地手当であるとか特殊勤務手当といふよな、今大橋さんのおつしやつたような加算された給与額を除いて、本俸の金額が五千三百五十四円なんですね。いいですか。それからこれに対して衣料費として控除されているものが当然これに積算されなければならぬい、本俸の中からそれを控除しておるわけですから。それから又光熱費として当然これは一般職の職員ても何でも全部、その給与の中に含まれておる給与額の金額がこれ又控除されておりますが、本俸にこれは加算して計算されなければならない。それから又食費として、食糧費として本俸の中から何がしかの金額が控除されております。その控除されておるものと本俸額ととして計算をして見ますと、七千三百八十七円になるのです。いいですか。而もこれに対比するところの一般職の職員の場合を見ますと、該当すると思われる基準になる給与額はこれは四千円なんです。きつちり四千円なんです。これは昨年の十月一日から行われている一般職の職員に対する給与の基準になつた一八・六才になる職員に対する給与なんです。ですから二等警査であるとか、二等保査の場合の職員の年齢水準というものと殆んど同じ程度の職員、学歴等も大体同じ程度の職員なんです。それが一方は七千三百八十七円であるにかかわらず、一方は四千円なんです。それから今度はこれを例えれば警備隊等と同様な仕事を一応担当すると思われる船員待給表等を見ますと、船員の場合には少し高くて、該

当する職員と思われるが、これが四千三百円です。それから警察職員であるとか、海上保安庁の職員に対する特別俸給表等の該当の金額を大体算定して見ましても、この場合にも六千百円程度なんです。こんなに違うのです。而もその二等警査、二等保査の今申上げました七千三百八十七円といふ、そういう給与の金額は、又一つからくりがあるのです。それは人事院の勧告しました現行の四千円の一般職の職員に対する俸給額の計算は、二千六百円を食糧費としに費す経費という形で考へられていました。ところが、今度の保安庁の職員に対する給与の計算の中では、食糧費としての計算は千七百円しか考へていません。つまり二千六百円は食糧費にかかるといふ計算をしている政府が、千七百円しか保安庁の職員の食糧費としては考慮していないのです。これはいろいろな事情もありますが、例えば大量に購入するからという条件であるとか、その他いろいろな条件がありますでしようから、これは二千六百円が千七百円といふ形で考慮されてもこの点は私はそりや問題にはならないと思うのです。問題にはならないけれども、こういう俸給額の総体の比較と、いふとになりますと、やはりこれは一応は問題にしなければならんと思う。そういうふうに違うのです。こんなに違う事実に対してもう一回その答弁をし直される必要があるのじやないかと思ふ。

○國務大臣(大橋支夫君) この俸給額を決定いたすに際しましては、大体その職務の性質から見まして警察職員の給手を基準といたしております。これに地域給、超過勤務手当、家族手当、こうしたものの平均的なものを加算をいたし、その辺を水準にいたしてきめたものなでございます。従いまして特に警察官より甚だしく高額であるとかいうものではないと思つておるのであります。尤も當時警察予備隊は一般警察よりも職務上の危険が甚だ大であるのみならず、勤務年限といたしましても一応二年というような、いわゆる非専門的な職業に対しましては、就職期間が半端でございますので、これらの点を考慮をいたしまして、それに相応した程度は多少待遇も改善して行くとしたことが適当ではないか、こういう趣旨で警察官を基礎にいたしまして期限が二年であるというような点を考慮し、多少改善するという意味も含めて決定いたしたものであります。併しその後たびく給手ベースの改善があつたのでござりまするが、その際にこれらの差異が漸次失われて参りまして、現在では警察職員と大体似たような水準になつて來ております。こういふうに考えておるのでございます。なお詳細の点につきましては、人事局長から代つて申上げることをお許し願いたいと存ります。

連して御質問申上げたいと思うのであります。給与の改訂等が行われてそうして大体今では警察職員なんかとも余り差がないというような御答弁でしたが、給与の改訂が昨年十月一日行われた現行の給与の中でも、私が申上げておるような相違があるのです。警察職員との比較でも、片方は六千円、片方は七千三百八十七円、こういう相違があるのです。それが若し御疑問ならば私のほうではつきりその数字を具体的に申し上げてもいいと思うのです。それから今大橋国務大臣の御答弁によりますと、例えは警察予備隊とか、警備隊といふようなものは、これは相当その職務も危険であるというような点にも考慮を払つたというお話をございましたが、この点私はちょっと不思議に思うのですが、これははどういうことかというと、成るほど保安官や或いは警備官は他の職員に比べてはかなり危険な仕事を従事することにはなるうかと思うのです。その点はまあおつしやる通りだと思いますがね、併し平常の場合における保安官とか、警備官の職務の内容と、警察職員の職務の内容とは、ほとんど違ははずないと想うのです。そうですね。そうすると一方保安官の職員に対しても、保安官法の第六十一条による命令出動とか、或いは第六十四条による要請出動をする場合の危険に對しては、今度の給与法の第三十条によつて、出動を命ぜられた場合における職員の給与及び災害補償等に關し必要な特別の措置については別に考慮すべきである、こうなつておるのである非常に躊躇されておる。この点に問題があることが一つと、それから今大橋國務大臣の御答弁では、警察予備隊な

この俸給金昨年警察予備隊察予備隊員の俸給額を決定しているわけですが、これに地域として特に警察官が手當、こうした計算をいたし、職員の給与を算めたものなきめたものなして特に警察官るとかいうものであります。それで、一般的警察官は一般警察官は、就職期間が大であるのみであります。それで、これららの点をわゆる非専門官であるのであります。それで、これらの点をそれと相応し、就職期間が大であるのみであります。それで、これららの点を考慮して行くといふ、こういふ趣向をして期限しまして、期限の間にこれららの改善があつた。なお詳くまにして、現たよくな水準です。併しその意味も含めて決まります。人事局長から許し願いたい

連して御質問申上げたいと思うのですが、給与の改訂等が行われておらずして大体今では警察職員なんかとも余り差がないというような御答弁でした。が、給与の改訂が昨年十月一日行われた現行の給与の中でも、私が申上げておるような相違があるのです。警察職員との比較でも、片方は六千円、片方は七千三百八十七円、こういう相違があるのです。それが若しく御質問ならば私のほうではつきりその数字を具体的に申上げてもいいと思うのです。それから今大橋國務大臣の御答弁によりますと、例えば警察予備隊とか、警備隊といふようなものは、これは相当その職務も危険であるといふような点にも考慮を払つたというお話をございましたが、この点私はちょっと不思議に思ひますが、これはどういうことかといふのですが、これはどういうことかといふと、成るほど保安官や或いは警備官は他の職員に比べてはかなり危険な仕事に従事することにはなるかと思うのです。その点はまあおつしやる通りだと思います。成るほど保安官や或いは警備官における保安官とか、警備官の職務の内容と、警察職員の職務の内容とがそれほど違うはずはないと思うのです。そうですね。そうすると一方保安官の職員に対する命令出動とか、或いは第六十四条による要請出勤をする場合の危険に對しては、今度の給与法の第二十条に規定しては、保安官法の第六十一条による命令出動とか、或いは第六十四条による要請出勤をする場合における職員の給与及び災害補償等に關し必要な特別の措置について別に考慮すべきである、こうなつておるのであります。非常に優遇されておる。この点に問題

なんかの場合には、二年間だけの期間をきめての雇用であるから、こういう条件からも給与の水準といふものを考慮した、こういう御答弁であります。それなら一体これは将来も保安隊の職員については、或いは年限が二年ということになるかも知れませんが、警備隊のほうにはそういう年限の点はないつておりますから、そういうことになりますと、一体それでは警備隊と保安官と同じ俸給表で律するということは、今の勤務年限という点からするとおかしいのじやないか、こういう結論になるのですが、この点は如何ですが。

併しながら特に嚴重なる停年制度を設けておりまして、その停年は一般の公務員にはないことであり、又事実公務員ならばこれから本職で勤めようというときに、停年の期限が来るといふような実情になつておるわけでございまます。勿論保安官におきましても、雇用期間は一応二年にはなつておりますが、志願によつて更に勤めて五年、六年或いはもつと長く行くということは無論あり得るわけでござります。併しこれにもやはり停年といふ制度があるわけでございまして、これらいろいろな点を総合いたしまするということは、一般警察職員よりは多少待遇においてよくして参りたいという気持は当初はあつたわけでござります。

○千葉信君 少くとも一般職に比べては六割以上も高い給与額に本俸の計算がなつていて、而もその他のいろいろな手当の金額なんかを厳密に計算いたしますると、その手当額なんかも非常に有利に扱われている。そんなに高い給与を、或る程度違うだけであつて、そんなに大きな開きや不公平はないといふお考へでおられるのは、私どもはこの法律案の審議をよほど徹底的にやらなければならんと思うのですが、まあ併し人事局長のほうからも補足説明があるそうですから、その点を……。

○政府委員(加藤謙三君) 債給の算定の基礎でございますが、只今お話を承つておりますると、十分御調査になつておるようでございますので、詳く数字を挙げて御説明する必要はないかと思いますが、私どもの考え方とかといたしますが、わかつておりますると、十分御調査になつておるようございますので、詳く

ままで、これに國家地方警察の警察官の取つておりましたところの超過勤務手当といふうなるものを加えまして、先ほどの御説明では、七千三百八十七円とおつしやいましたけれども、私どものほうの計算では、これは約七千二百一十五円といふことになるのでございます。その中から先ほども御指摘がございました食糧費千七百円、これはその節もお話をございました通り、実費はこれを超過しているものでございますけれども、御了解願えるような事情から千七百円を引いております。それから光熱費、衣料費、恩給に相当する分、こういふようなものを引きまして、月額五千百円といふうな給与を提出しておるわけであります。これが二等警察の諸君の初任給でございます。が、その上の階級についてはどういうふうにきめたかと申しますと、警察監、監と申しますと監督の監でござります。上の階級の監でございます。この警察監の階級の諸君の給与につきましては、当時国家地方警察の本部長官が十四級でござります。これは三万人の警察官の最高統率者として十四級の格付を得られておりましたので、私どもいたしましては、当時七万五千人の発足をいたしましたときに、警察監のうちの最高の人を十五級に格付けをいたしました。この上と下とをきめまして、その間におきまして、その以外の警察監、監督の監です、これが十四級、警察監補は十三級、一等警察正は十二級、二等警察正は十一級といふように順次一般職の職員の職務の給与に対応いたしまして格付をいたしました。同じような計算の仕方を以ちまして給

食費の差引等につきまして御指摘のよ  
うな点はござりますけれども、私ども  
いたしましては、格別に良好なる待  
遇を与えたというつもりでてきておる  
ものではないでございます。  
○千葉信君 今あなたは警察監なんか  
の例を引いて、大体他の職種と順次給  
付の場合に不公平がないようにやつて  
行つたといふお話ですが、これは私ど  
もその点まで触れて行つたらまだく  
問題はたくさんあるのです。今この問  
題をここで持ち出したら收拾のつかな  
いくらいたくさんある問題が出て参りま  
すから、やはり順序としてはこの基準  
程度のものを一応ここで明確にしてか  
ら、そちらのほうに入つて行かなけれ  
ばならんと思います。今あなたの御答  
弁によりますと、私の持つている数字  
とは少し、百円以上も聞きがあるので  
すが、私の持つている数字をここでは  
つきり申し上げますと、二等警査並びに  
二等保査の場合の初任給は五千三百五  
十円という計算なんです。それに対し  
ていろいろ手当なんかはこの際全然  
抜きにして、手当を本俸に入れたとい  
うその金額なんかは全然抜きにして、  
その本俸だけの計算は五千三百五十  
円、それから百二十八円という衣料  
費、それから光熱費が二百円、食費が  
一千七百九円、この控除したもの、恩  
給の百七円を除いて二千三十七円なん  
です。これを合計すると七千三百八十一  
円なんです。そのほかに恩給分が百  
七円になるのです。大体恩給の問題に  
なると思うのです、この際。今大蔵国  
税大臣が言われたように、二年たつた  
らやめるということになつてゐるとい  
う予備隊の職員に対して恩給の金額を

う問題も出て来ていると思う。ですか。  
うことは一休国家がごまかしているとい  
うことになりますが、なぜんか。そういう  
う問題も出て来ていると思う。ですか。  
らそういう恩給の問題はこの際抜きに  
しても衣料費、光熱費、食費だけの計  
算で二千三十七円という、厳格な計算  
です。それと本俸とを合わせれば七千  
三百八十七円になるのですが、あなた  
の金額どこが違うのです。

○政府委員(加藤陽三君) 基礎給与が  
五千三百五十円であるという点、差引  
きいたします金額、すべて御指摘の通  
りでございます。私のほうといたしま  
しては、この五千三百五十円のほかに  
超過勤務手当として八百十四円、石炭  
手当として八十一円、寒冷地手当とい  
たしまして百四円、勤務地手当として  
五百七十六円、扶養手当相当分として  
三百円、これを加えておるのでござい  
ます。それから恩給を控除いたします  
点についての御意見のあることは私  
どもも重々承知いたしております。た  
だこれはやはり国家公務員といたしま  
して他の職に引継ぎました場合におき  
ましては恩給の年限に通算されるよう  
な次第もありますので、いろいろ考え  
ました末、當時これは恩給法の適用を  
受けさせよう。そのほうが有利であろ  
うということで恩給法の適用を受けさ  
せるようにいたしまして、納付金を控  
除するようにしたわけです。

○千葉信君 これは細かくなりますが  
ら逐条質問のときにお尋ねしたいと思  
うのですが、今の御質問の中気に入  
ることは、石炭手当の分というお話  
がございましたが、石炭手当の分を加  
算されているのですか。

○政府委員(加藤三君) 加算して

ざいます。

○千葉信君 そうしますと、今の石炭手当といらは北海道に勤務する公務員だけにしか出でないものを、その他の地方にもこれを均活するといふことになるわけですが、どうですか。

○政府委員(加藤三君) この提案理由の説明の際にも申上げましたけれども、給与の単純化を図りまして、その能率的な支払い計算ということをやうといふ趣旨からいたしまして、いろいろな手当を総括いたしまして、給与制度をまとめた。その際に石炭手当につきましても一応全国を平均いたしまして、ならした金額を計上した、こ

ういうことになつてるのでございまして、この問題はあとから逐条質問のときに大分出て来ますからそれについてお尋ねしますと、誰か御質問ありました

○木下源吾君 この問題はあとから逐条質問のときに大分出て来ますからそれについてお尋ねしますと、誰か御質問ありました

○木下源吾君 今度のなには、今先ほど専門員から説明がありましたが、二十三年からだん／＼まあ変つて来たのですが、そこで当初の目的は海難、水上警察、その他検査とか、航路標識とか測量だとかいうような任務ですね。ところがその後に二十五年八月からは、治安維持といふことが目的になつた。そこで爾來治安維持という面で特殊な事件、そういうものはどれほどあつたか。これらの事件がどれほどあつたかということを一つお尋ねしたいと思うのです。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊は一昨年の八月に創立いたしました、今まで丁度二カ年ばかり経過いたし

ておるのでありまするが、国内治安の確保のために警察の処理できない事態に出動したという事態は今まで一度もございません。ただ災害の場合におきまして、一般の救援のために或いは

援護物資輸送のため、或いは災害地の処理のため、こういう目的を以ちまして自治体の管理者からの要請に応じまして出動いたしましたことがございます。

○國務大臣(大橋武夫君) アメリカ駐留軍と共に防衛に當るということは別にあります。上陸用に主として使う船が多いよう

であります。上陸用ですね。あれからもございません。ただ災害の場合におきまして、一般の救援のために或いは災害地の

救援物資輸送のため、或いは災害地の処理のため、こういう目的を以ちまして自治体の管理者からの要請に応じまして出動いたしましたことがございます。

○木下源吾君 そういたしますと、特に何ですね、一般公務員以外に危険性がある、生命等に危険性があるということは今までのところはなかつたわ

けでありますな。そういうふうに了解してよろしいですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊は一般警察の処理できないような事態に対処いたすのでございまして、かよ

うな場合におきましては多くの場合に非常な実力による抵抗を排除するといふような場合が多いわけでございま

す。従いましてこの任務の性質から見ますと、警備上相当危険を伴うものである

ことは現在考えておりません。その場合においてそれ／＼の立場から駐留米軍は駐留米軍としての任務を遂行する

のであり、警察予備隊は警察予備隊としての必要な任務を遂行するので、別個の使命、別個の性質として活動する

のでござります。ただその原因是、一つ一つにそれ／＼の立場から働く。たゞ

原因が一つであるからしてお互いに連絡をとるということはあり得ると存じます。そういうわけでございまして、

○木下源吾君 別に米軍の給与等を標準にしてきめるとか何とかいう意味

ことになりますか。同じやつぱり働きをする人たちを比較して、その給与の状況は……。

○國務大臣(大橋武夫君) アメリカ駐留軍と共に防衛に當るということは別にあります。上陸用ですね。あれからもございません。ただ災害の場合におきまして、一般の救援のために或いは災害地の

救援物資輸送のため、或いは災害地の処理のため、こういう目的を以ちまして自治体の管理者からの要請に応じまして出動いたしましたことがございます。

○木下源吾君 そういたしますと、特に何ですね、一般公務員以外に危険性がある、生命等に危険性があるという

ことは今までのところはなかつたわ

けでありますな。そういうふうに了解してよろしいですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊は一般警察の処理できないような事態に対処いたすのでございまして、かよ

うな場合におきましては多くの場合に非常な実力による抵抗を排除するといふような場合が多いわけでございま

す。従いましてこの任務の性質から見ますと、警備上相当危険を伴うものである

ことは現在考えておりません。その場合においてそれ／＼の立場から駐留米軍は駐留米軍としての任務を遂行する

のであり、警察予備隊は警察予備隊としての必要な任務を遂行するので、別個の使命、別個の性質として活動する

のでござります。ただその原因是、一つ一つにそれ／＼の立場から働く。たゞ

原因が一つであるからしてお互いに連絡をとるということはあり得ると存じます。そういうわけでございまして、

じような仕事を同一の指揮の下にやる場合もあるのじやないか、こういうように考えるのです。で、そういう場合に同じことをやつておつて、私どもは

一般的にいろいろ職務、そういうものの何か昔のような精神的支柱と言いましてあります。上陸用ですね。あれからもございません。ただ災害の場合におきまして、一般の救援のために或いは災害地の

救援物資輸送のため、或いは災害地の処理のため、こういう目的を以ちまして自治体の管理者からの要請に応じまして出動いたしましたことがございます。

○木下源吾君 そういたしますと、特に何ですね、一般公務員以外に危険性がある、生命等に危険性があるという

ことは今までのところはなかつたわ

けでありますな。そういうふうに了解してよろしいですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊は一般警察の処理できないような事態に対処いたすのでございまして、かよ

うな場合におきましては多くの場合に非常な実力による抵抗を排除するといふような場合が多いわけでございま

す。従いましてこの任務の性質から見ますと、警備上相当危険を伴うものである

ことは現在考えておりません。その場合においてそれ／＼の立場から駐留米軍は駐留米軍としての任務を遂行する

のであり、警察予備隊は警察予備隊としての必要な任務を遂行するので、別個の使命、別個の性質として活動する

のでござります。ただその原因是、一つ一つにそれ／＼の立場から働く。たゞ

原因が一つであるからしてお互いに連絡をとるということはあり得ると存じます。そういうわけでございまして、

しやる国内の問題ですがね。あそこで今度借り入れることになつておる船は、上陸用に主として使う船が多いよう

であります。上陸用ですね。あれから見ると、あの海上保安隊、警備隊か、

警備隊は国内で一休上陸用に訓練をして、別個の独自の行動だけで上陸用の

見立て、別個の独自の行動だけで上陸用の

今日空いておる、それでこれを貸そく

もらいたい、こう考えておるのをござ

いますが、米国といたしましてはたま

たま上陸軍隊の援護用に設計した船が

ございました。そこで海上警備隊といたし

ましては、これを警備の目的を以て運用するようになつたつもりなのでございまして、訓練につきましても元は上陸援護用の船でありまするが、今後海上警備隊といたしましては、海上の一隻警備用の船としてこれを使う、そういう趣旨でこの船を運用いたしまする。ようにその訓練をいたしておると、それが今日の状況でございます。

○木下源吾君 それは大橋さん違うのではないか。あれはアメリカを作つて、まだ本当の場合に使つたことがない。それで船足も非常に浅いようです。ね。我々が乗つていっても動搖するような船なんですね。あれならばあなたのおつしやるようなことなら用はなさんと思うのですね、あれは。実際にあれを警備などいうことはどういふことに使うのかよくわからんが、恐らく海上を走つてそりそりまあ海賊のような船があつたら拿捕するとか何とか、そういうようなことも考えられるのでしょうかが、又しばらく政府が言われるよう外敵侵略だとかいろいろな、まあ仮にそういう想定をした場合に、あの船は何も役に立ちませんし、実際においても、上陸といふようなそりそりことを練習し訓練をする、又それ以外に訓練しようがないのですね。大砲を打つというところがあんなものなら少し気の利いた漁師なら打てるのです。そういうよくなわけで、どうもあの船を使つてやることのないことが、どんな素人が考えてゐるときにあれで譲ると、どんなに我々としてもそれより考え方をさせられません。そこで私は余り不思議だから今までねしてるので、別個の行動をする

という場合なら、あれなら何にも行動したところが、あいだ訓練をやつてこちらの兵隊を連れて行つて向うへ上るだけのなによりない。それも一貫してできるのではなく、ただ援護してやる。ですから私は心の中で、あこういうことをやつて、まあ世間で言う軍隊にするといふならば、アメリカのこれは輜重輸卒じやなと、海軍の、日本で言うならば。そんなよくな怡好のものじやないか、こう考えて来たのです。給与の問題でも輜重輸卒の給与だ。向うは兵隊の給与だといふようなことでは余りにもこちらは劣等感で、劣等感もしいです、國のために命を捨てるといふなら給与なんか問題ではないが、併しここに現われて来ているのは公務員として現われて来ているのですね。そういう点に非常な矛盾を感じる。私が矛盾を感じるばかりでなく、実際行動する者もどういう考え方を起すかということに非常な不安を持つ。ただ金を多くやればいいという問題ばかりでないと、こういうように考えて実際に私が見て來たところから今御質問申上げたのだが、あなたが飽くまでも、これは海上警備だといふならば、それは言葉の上と、机上ではそれで通るか知らんが、實際は御質になつたらわかりますが、そういうものではない。そこで私は関連してああいよくなもんで海上を警備して歩いておつたら、それこそその防衛も何も實際問題ではなく、その船自体に乗つておるだけでのを借りるのだから、こういふふに考えるのです。それで金がないから向うさんから借りるのだと、おかしなものを考えるのです。それで金がないから向うはまさかのときは危険が多いから給付

さんではないか、こういふように思われるのです。いずれにしてもこの問題についてはもう少しあなたから本当にどういふことをやるのか、これは警備隊なら警備隊はどういふことを実際やるのか、又想定しておられるのか、生じに危険性が多いのだということを一つ命に関する危険が多いといふ点を指摘せられておるのだからして、それは想定でもいいから具体的にどういふ場合に危険性が多いのだということを一つお聞きしたいと思うのであります。

○国務大臣(大橋武夫君)　海上警備隊の任務は、一般の場合に比べまして、海上の警備救難のためには海上保安庁の警備救難部の船舶が当つておるのでござりまするが、併しながらその能力に限りがござりますので、非常の際におきましては、これを救援するといふことをござりまするが、併しながらその能力に限りがござりますので、非常の際におきましては、これを救援するといふことを救援する。こういふ仕事でございまして、御覽になりまし、船頭もそぞろい、場合に使う船として貸してくれる船があれば貸してもらいたいと言つております。したところ、あの船が借りられることになつたわけであります。従つてそうした任務の上から見て、あの船が果して適当であるかどうかということは、これはもういろいろ、疑問の余地もあるけれども、木下議員の御疑惑を抱かれるとも誠に御尤もと存ずるのであります。何分その目的を以て船を設計するといつしましても急場に間に合いません。又非常に多額を要するわけになります。何分その目的を以て船を設計するいうことならば、多少の不便を忍びます。でもそれを利用するがよかるう、ま

あ私どもこう考へておるわけなんなります。従つてあの船によつて今申上げたような任務で参るわけであります。今申上げました警備上必要である場合に特に応援のために出て行く、或いは水難救助に際して特に援助のために出動する、こういう場合はその仕事の性質上やはり相当危険なことが多い、こういうふうに考えられるわけであります。船の構造から危険が来るということではなく、やはり勤務の性質上相当の危険を予想せざるを得ない、こういうふうに考えておるわけであります。

○木下源吾君 あなた、あの船を御覧になつたり訓練の状況などを……まだそんな訓練までは入つておりますが、そういうことを御覧になりましたか、実際に……。

○国務大臣(大橋武夫君) 私もこの月の初めに横須賀まで参りました、大型の船、小型の船を実際に見て参りました。そうして訓練の状況も見ておりました。

○木下源吾君 その御覧になつて、あれはあなたがたが今度企てておられる、この法律で企てておられるよくなことがつまり完遂できるというお考えをお持ちになつておりますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 御承知のように、たくさんの船を操りまして部隊行動をやつて海上の整備をやつて行くという仕事は、これはなかなか簡単にできる仕事ではないのでございまして、そのためにはできるだけいい船に訓練の積んだ乗組員を乗せる、又この全体を指揮する上において優秀な指揮者を得る、こういうことが望ましいことは申すまでもないわけでございます。

か、いろいろな国の実情から考えまして、不十分ながらあの船舶を以てそぞした船の船隊としての部隊行動の訓練、或いは船舶操縦の訓練、或いは必要な際の水難救助、或いは警備上の活動、こうしたことをできるだけあの船でやつて行きたい。こう考えておりました当初からその目的に設計いたしました。無論将来におきまして、財政その他国内の事情が許しますならば、専ら船舶、又は速力なり装備なりそれにかなつたような船舶を得るということは、これは望ましいことであると、こう希望いたしておるのでござりますが、現状におきましては、とにかくあの船ができるだけやつて参りたいと、政府としてはかように考えております。

○木下源吾君 それは私は今あなたがお答えになつたことと実情とは全く合はん、こう考へておるのでですが、まああなたはあれによつて、あの程度のものでよろしいと、こういうまあお考へならば、同時に私は別にあれば生命危險だとか、普通の警察よりも、或いはほかの公務員の場合よりも危険だというようなことは毛頭考へられない。それからただもう一つ聞いておかねばならんことは、今おやりになつておることはつまり幹部を養成するといふ意味で、主たる意味はそういうことでおやりになつておるのでですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 現在は船をまだ受取つておりませんが、併し一応いづれこちらへ渡してくれるが、それまでの間、ときどく訓練のために乗つておられるわけでございます。この船が将来こちらに引渡されました場合には、当方で完全に運用して参らなければなりませんので、或る程度の数の船が差当り近い時期に引渡されるものと用意し、実地に訓練をしております。併しそれだけは幹部ばかりではなく、実際船に必要なすべての配置をきめ、その訓練をいたしまして、将来逐次六十隻の船が引渡されて来るはずでございますが、将来の引渡される分につきましては、差当り幹部を予定して訓練して、時期を見て一般の乗組員の訓練を進めて行こうと、こういう計画で訓練中であります。

○木下源吾君 今のあなたがたのお考へじまして航空手当を出すとか、こう

えは何ですか、これもいわゆる公務員でありますから、この公務員は技術的公務員であるといふよりお考へになつておるのか、一般のまあ行政とは違います、こうじう面でどういう公務員

といふ規定をなされるのか、この点を一つ……。

○國務大臣(大橋武夫君) 技術と一般をどういうふうに区別するのかといふことは私は詳しく存じませんが、実際の任務の性質から見ますと、船と船に乗組んだ人々や、船舶の運

用でありますとか、或いは武器の操縦を担当する人もありますし、又船舶の中における事務管理的な仕事もあります。殊に陸上におきましては、これらの船舶の運用を指揮したり、或いは会計、補給等の事務を担当する職員も多数必要と思われます。結局両方のものを含んでおると、かように考へております。

○木下源吾君 そうしますと、給手の面においては技術も、それからまあ軍隊と言ふには當りませんが、軍隊行政といいますか、保安隊行政といいますか、警備行政といいますか、それとは何ら區別なくこの給手を一律に支給しようという考え方でまあ出されておると

○國務大臣(大橋武夫君) 例えば現在の範囲におきましても、當時船舶に乗組むような仕事をつきましては乗船手当を出すとか或いは将来航空機などを利用するということになりますと、その操縦者に対しましては、その程度に

いふようなその仕事の性質によりまして特別の手当を出すということは、こ

れは現在でもある程度考へて将来も考へる必要があると思つております。併し基本的な給手につきましては、技術系を立てる、或いは金額をきめる、こ

ういうような必要はない、こう思つております。

○木下源吾君 今後のなにつきましては昇給、昇格はどういうふうにして行われるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 御承知通り、技術的な仕事に従事いたします者も、それ以外の者も保安隊、将来設けられます保安隊及び警備隊においてはそれ、階級を持つております。それ

で私もいたしまして、人事管理の面から申しまして、技術的なものでありますとか、そうでないものによりまして昇給、昇格と申しますか、そういうものについて年限その他の区別を設けようということは、只今のところは

考へていないのであります。又将来の必要によりますと、どうしても技術的な者が足りない、このほうの幹部を早急に充実しなければならないといふ

ことになりますと、実際的な事情に応じまして或いは技術系統の特定の部門の者については特に昇給、昇格の年限

思うのですが、行く／＼はそういう面を分けて何らかの区別を付けようといふ考え方を持つておられるのか。

○國務大臣(大橋武夫君) 例えば現在の範囲におきましても、當時船舶に乗組むような仕事をつきましては乗船手当を出すとか或いは将来航空機などを利用するということになりますと、その操縦者に対しましては、その程度に

いふべきではございません。それから帽子の底であるとか或いは記章であるとか、こういうものもそれ／＼の階級を示すのによからうという意味で作つたのでございまして、別に国際的な基準によつて作つたというわけではございません。

○木下源吾君 そうすると、やはり士官というのは職業的だと、昔の職業的

官人だと、それ以下は昔は兵隊なんだ、今度は兵隊に対しても公務員として、一般公務員よりも優遇する給手を

やるのだ、こういうことになるうと思

うですが、この一般の兵隊、昔なら兵隊ですが、これはどういうところに一體達いがあるのか、どういうところに昔の兵隊と達いがあるのか、この点を

階級を区別いたしたわけでございます。別に特にこれは海軍のほどといふ

うなつもりでやつたわけではございません。強いて申しますならば、アメリカにおきましては海軍のほかにコ

スト・ガード、即ち水上警察と申しますが、そういうものがございまして、

こういうのはやはり同じような区分の階級を持つておりますし、これを大体

階級を持つておるわけであります。これらは一概公務員が今低いからそれでいいのだというのではなく、私はバランスをとる意味においてそれでいいの

員であるなら一般公務員のよほん給与で私はいいのじやないか。国情の上に

おいて低い経済力であるのだから、そ

ういうふうに考へるのですが、何もこ

れは一般公務員が今低いからそれでいいのだというのではなく、私はバラ

ンスをとる意味においてそれでいいの

じやないか。士官というものは特別な

作戦とか、指揮とか或いは技術だとか、いろ／＼そういう面でもまあ別に

考へられるとしても、一般の者については特にその一般公務員より優遇をし

なければならん、不均衡のよほん給与でなければならんというような理由が

ないのじやないか。いわんや今日の場合、先ほどもお伺いしたように治安維持という面においては今までで

も警察予備隊、或いは海上保安隊も別に

にそういう技術も何もないので、こういう点については、給手の面では我々

はどちらも不均衡で矛盾がある、こうい

八

うように考へるのです。若しそれ國際的な面でどうしても權威やら、或いはそういうものを保たねばならんというなら、これは又別に考へなければならん。ただ恰好だけ帽子や記章や金モールだけで國際的に同じだというだけでいいかんのじやないか。こうじうようにもまあ考えられるので、その点はどうもはつきりしないと思うのですが、そういう点について何か御意見があつたらお聞かせ頂きたい。

これは非常に高過ぎるではないかといふ。まさに失しておきたいのです。では、なぜかといふと、それはバランスがとれないという御意見でございましたが、先に申上げましたように、任務の性質から見まして、一般警察職員の給与といふものを基準にいたしましておおむねそれに準じて或る程度の勤務の特殊性といふものを加味して定めたものであります。特に一般警察官に比べて高きに失しておるとは考えておりません。

等の関係で、日本国外の地方なんかへも出掛るときがないとも限らないと思うのですが、これが将来いろいろ演習等の場合もないとは限らないと思うのです。そういう場合に与える国際的な影響等についてアメリカ以外のその他諸外国等のこれに対する考え方がない場合もないと私は思うのです。そういう場合に与える国際的な影響等は言つておるけれども、もうあやんと海軍があるのじやないか、こういう印象は、これははつきりすると思ふ。日本では軍備をしないしないと政府当局者は思つておるけれども、もうあやんと海軍があるのじやないか、こういう大臣はお考えになられてああいう肩章なんかを付けられたのかどうか、その点もこの際承わつておきたい。

るという関係もござりますので、お互に近しく交際いたしております。その関係上、相互に社会的に必要と認められる敬礼を交換し合うということは、これは十分あり得ることと存します。

○千葉信君 これは直接この法案に余り深く関係ありませんから、これ以上追及はいたしませんけれども、併せて、これは本人に差障りがあつては困るのですけれども、これは万国共通の海軍中将の肩章でございますということを言つておるのであります。これは海軍中将ばかりではない、その他職員もはつきりこれは尉官である、これは佐官である、佐官の中佐に該当するとか或いは少尉に該当するとか、本人大きがそぞういう意識を持つてゐるらしい、はつきりそういうことを言つておるのであります。

まあこれはこういう私どもが聞いて來た話から本人たちに差障りが起ることがあつては甚だ私どもは漸々に堪えなない、併し事實上そういうことがあるということだけはこの際大橋さんにも十分、あなたがどういやぶうに解明して下さいようふうに答弁されようとも、そぞういう事実があることについては十分これはお考えになつて頂かなければならないと思うのです。まあこの問題はほんのくらいいにして逐条審議に入りたいと思ひます。

○委員長(カニエ親選君) それでは他に総括質問ござりますか。

か。それを一つお試してみたいと願います。

○國務大臣(大橋試夫君)——日本の海上警備隊を日本の海軍だと思つてゐるアメリカ人はないと思います。又警察予備隊を日本の陸軍だと思つておる人はないと思います。ただその場合に記章の問題が只今出たのでござりますが、記章は何も海軍について万国共通の記章というものがあるわけではないのでござります。このアメリカの例をとつて見ましても、アメリカには海軍とコースト・ガードというものと二つあります。海軍はこれは武官でありますし、コースト・ガードはシビリアンであります。併しながら、同じような船を運用します關係上、相互とも同じような階級に分けておりますし、それぞれの階級に応じた記章といふものは非常によく似ておる。これはまあ一般の職員などにも昔海軍によく似た帽子やら記章やら星やらあつたわけであります。まあこれは階級組織になつておりますから、どの国で考えましても必ずあれど、どの階級を明らかにするということになりますとまあ似たり寄つたところになります。うことは私ども承知しております。これは海上警備隊の記章といふもの、日本において新らしく考案した章匠によつて制定したものと思つております。

○千葉信君 大体総括問題、それから逐条問題といふようにやることになつておりますがね、併し余り厳格に、もうそれで逐条質問に入つたのだから総括質問があつてはいけないということではなしに、特に森崎委員なんかからは質疑が通告されておるようでありますから、一応こちあたりで御出席のかたから質問がなければ、あと総括質問があつたらやることにして、逐条審議に入つたほうがいいと思いますがどうですか。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは只今の……

○木下源吾君 今のやつはそういうふうに確認していいのかな、一応聞いてみて下さい。詰つてみて下さい。

○鈴木直人君 今千葉さんからお話をありましたように、まだ少くともここでおる人は総括質問はないということははつきりしておるのでですが、誰か総括質問をしたいという、本当にそういうことを考えておる人で、そういうことが封せられるということは問題でありますから、そういう者は例外的にいつでもやられることにして、原則としては終りにして逐条審議に行く、こういうふうにきまらをつけたほうがないじゃないですか。

○千葉信君 私の言つておるのは、そういう意味ではなく、総括質問とか逐条質問とか大体これは区別して從来ずっとやつておりますが、実は時間なんかの関係もありまして、もうそろここからあたりで逐条審議に入る時間だと思つています。ただその場合に、森崎君なんかからまだ質疑が通告されておりますが、総括質問が何も行われておませんから、これも当然総括質問か

将来あるだらうし、それから私どもの場合もいろいろ、逐条審議をやつておる経過の中で、いろいろな角度からやはり総括質問に類する質問をしなければならん場合が出て來ると思うのです。そういうことがあることを予想して、一応この際余り厳格にこの時間以後は逐条審議などというふうに限定をしてないで審議をスムースに進行させたらいいのじやないかと、こういう趣旨なんですね。（「了解」と呼ぶ者あり）

○委員長（カニエ邦彌君） それでは日本今千葉君の御発言の通りに運営をいたします。それでは引続いて御質疑を願います。

○千葉信君 下申上げる質問は、蛇に国務大臣と言わなければ、人事局長からの御答弁でも結構ですから答弁を願いたいと思います。それはこの法案の第四条による俸給額についての問題となりますことは、次長と官房長等の俸給表と事務官に対する俸給表とはつきり区別されておるようですが、これはどういう必要からこの区別を行われたか、この点が第一点、それから、いずれも次官及び官房長並びに事務官等の俸給月額の算出の方法をどういふ方法でおやりになつたかということ、どういう基準でこの算出を行つたかなどということ、それからもう一點は、課長、部員の項に甲級、乙級、丙級という区分がありますが、これは終理府令できめるということに備考であります。どういう基準を以ておりますが、どういう基準を以てこの区分を行われるおつもりですか、以上三点を先ず御答弁願いたいと思います。

長、課長及び部員との俸給表に区別を設けたことにつきましては、保安庁法の第十六条によると、部員、局長、課長、官房長等の事務官に部員等との俸給表に区別を設けたことにつきましては、保安庁法の第十六条によると、部員は課務に参画するものだ。ここに記載されたは保安庁のいろいろな政策の決定に従事をする、部員は課務に参画するものだ。つまりふうに書いてございますが、政策面の決定に参考をするものだ。ここでいうふうに考えておるのでございまして、事務官等はおのれの命ばかりした事務に従事する政策的な面の決定は、これを本庁の職員で、基幹職員でありますところの部員、課長、官房長、次長、こういったものが官房を相佐して行う、こういうふうに規定は、これと本庁の職員で、基幹職員でありますところの部員、課長、官房長、次長、こういうふうな面から考えますといふと、第一幕僚監部、第二幕僚監部と官房及び各局との関係についてこの保安庁法案の第十条に規定がありますが、長官官房及び各局は、制服隊員でありますところの第一幕僚監部、第二幕僚監部に対しまして、長官行う各般の方針及び基本的な実施計画の作成についての指示とか或いは保険隊又は警備隊に関する事項についてと一概に長又は第二幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行いまする承認、その他保安隊又は警備隊の隊務に関して長官の行う一的な監督について、長官を補佐する官、警備官の給与の決定に及んで来る官、警備官の給与の決定に及んで来るわけであります。そこでこのことは関いたしまして保安隊、警備隊の保

保安官、警備官は先ほど申しましたことく、それぐら<sup>イ</sup>は俸給の支給を間違<sup>う</sup>いなく能率<sup>的</sup>的にするといふ面からいたしましても、いろいろ手当等を算<sup>し</sup>ました。しかしして一本として整備<sup>いた</sup>いたしました。政策的<sup>的</sup>の方面におきましては、これらの俸給等の均衡<sup>を</sup>考慮して一般的な方針等の指示につきましては、特別の俸給表を制定<sup>いた</sup>することが望ましい。こういうふうな考え方からいたしまして、次長、官房長、局長、部員については特別の俸給表を設けたのでござります。事務官その他につきましてはさうな必要を認めなかつたのでございまして、これらにつきましては、一般職の公務員の俸給表を使つことにいたしました。次に事務官等の俸給表については、大体一概職の職員の担当いたします仕事の分野に応じましてそれらの格付をいたしましたので、これは御説明を要しないかと思いますが、課長、部員、官房長、局長、次長等の俸給はどういうふうにしてきめたのか、こういうことになりますと、先ず長官は国務大臣でござります。次長はその下におきまして、今までしたような面におきましての重要な決定をいたし、補佐をいたすものでござりますので、大体私どもの考え方としては次長検事級の俸給をこれに給付いたしたい、こういうことであります。保安官、警備官の局長級に相当する者がおられますのでござります。官房長、局長につきましては、これも只今申上げました事務の一つでござります。保安官、警備官の局長級に相当する者たる地位、大体におきましてこれは申しますが、ますます地位、大体におきましてこれは申しますが、



諸君に対しまして扶養手当を支給する

て散会いたします。  
午後四時二十九分散会

ということは望ましいことで、十分考え方でなければならない問題であります。が、只今のところ我々といたしましては先ほど申上げました給与の計算の非常に複雑になるというようなこと、それからその大多数の隊員は十八才から二十才くらいのかたぐでございまして、兵舎の中に住んでおられまして家族と離れております。扶養手当の基礎となる扶養親族の調査等につきましてなか／＼困難もありはしないかといふうなことからいたしまして、一応只今のところは給与の、本俸の計算の基礎に入れまして、別に扶養手当を出さないということにいたしたのであります。

○木下源吾君 この親法律が今両院協議会にかかるておるはずですが、審議状況はどうなつておるか、一応ちよつと調べてみて頂きたい。それによつてこつものほうの最終的なものをやはりきめなければならん。いろ／＼それと関連があるのでちよつと調べてくれませんか。

○千葉信君 まあ今質問の途中ですが、大体保安庁法案の問題もありましょうけれども、今日実は四時半から人事委員会の懇談会の予定になつております。そろ／＼これくらいで今日は審議を終る必要があると思うのですが、委員長からお詣り願いたいと思います。

○委員長(カニエ邦雄君) 只今の木下君の御発言につきましては、事務局をして一応調査いたさせます。

それから千葉君の御発言に対しましては、これは各派とも前々から了承しておりますことありますから、従つて質疑はございませんが、本日はこれに

昭和二十七年十月十日印刷

昭和二十七年十月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局